

地域区分について (参考資料)

介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。（介護保険法第41条第4項等）
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

【介護報酬の算定】

サービスごとに算定した単位数



サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

(10円～11.40円)



事業者を支払われるサービス費

(1割は利用者の自己負担)

〔指定居宅サービスの費用の額の算定に関する基準(告示)等〕

〔厚生労働大臣が定める一単位の単価(告示)〕

地域区分（地域の人件費に応じた報酬単価の調整）について

<基本的な考え方>

- 介護報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位当たりの単価を割増ししている。
- 平成12年の報酬設定時は、国家公務員の調整手当を基本として地域区分を設けたが、その際、国の官署がない地域の一部の地方自治体については、要望を踏まえた設定を認めた。
- その後、国家公務員の調整手当については、平成17年の人事院勧告において、平成18年度から地域手当として再編されたが、介護報酬の地域区分については、平成24年度介護報酬改定で地域手当に準拠する見直しを行った。
- 平成27年度介護報酬改定においても民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員（国家公務員又は地方公務員（以下同じ。））の地域手当の設定に準拠する見直しを行うとともに、公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他（0%）」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他（0%）」までの範囲内の区分を選択できるようにした。
また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定した。
- これらの見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成29年度末まで必要な経過措置（今回の見直しによる最終的な地域区分及び上乘せ割合の範囲内の区分で設定）を講じた。
- なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであるため、財政的に増減を生じさせないようにすること（財政中立）が原則である。

所管庁	人事院	総務省	—
地域手当の設定	国家公務員の地域手当 (通勤者率の設定含)	地方公務員の地域手当 (人口5万人以上の市・ 通勤者率の設定含)	— (人口5万人未満の市・ 町村・通勤者率の設定なし)
対応内容	地域区分及び上乘せ割合 について準拠	地域区分及び上乘せ割合 について準拠	国家公務員又は地方公務員の地域区分に基づく 複数隣接ルールによる地域区分からその他(0%) までの範囲内の区分を選択

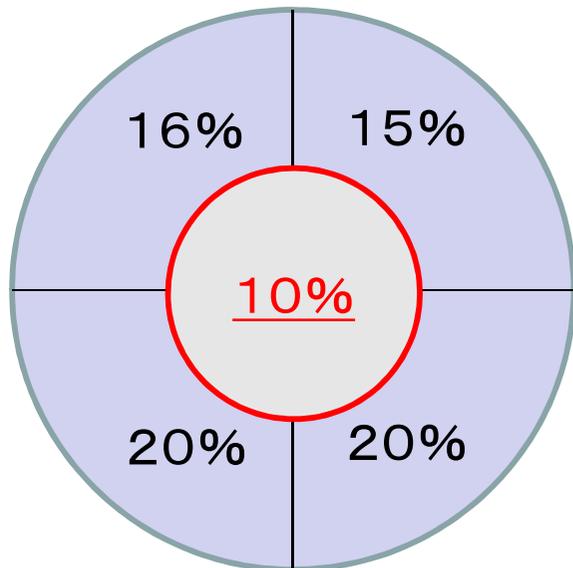
地域区分の現状について（平成27年4月以降）

参考

- ① 公務員（国家・地方）の地域手当の設定値がある地域は、その設定値に準拠
- ② 公務員の地域手当の設定値がない（0%）地域については、複数の隣接地域に地域手当の設定がある場合に限り、以下のルールを適用
 - ・本来の「その他（0%）」から「複数隣接するうち一番低い地域手当の区分（0%を除く）」の範囲内で選択することが可能（複数隣接ルール（以下、「複ルール」という。））
- ③ なお、経過措置として、従前（平成27年3月末まで）の設定値と、上記（①・②）の設定値の範囲内で選択することも可能（平成30年3月末まで）
 - ※上記以外に、広域連合については該当地域の区分範囲で一律に適用する特例も認めている

【地域手当の設定がある場合（例）】

（地域手当準拠の隣接地図）



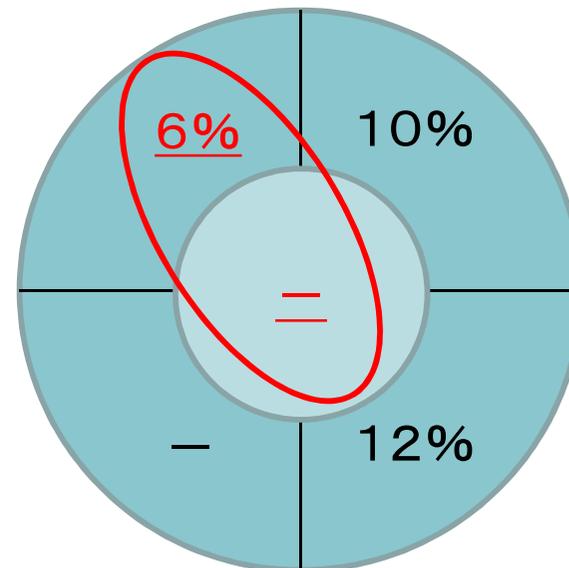
○地域手当準拠の値
10%

○地域区分で設定可能な値
10%

■経過措置（27.4～30.3）
（例）前の地域区分が10%の場合
→適用されず（同値のため）

【地域手当の設定がない場合（例）】

（地域手当準拠の隣接地図）



○地域手当準拠の値
0%

○地域区分で設定可能な値
0%
3%（複ルール）
6%（複ルール）

■経過措置（27.4～30.3）
（例）前の地域区分が0%の場合
→0%から上記の設定値の間で
設定可能

設定可能な範囲

（注1）地域手当の設定がある地域は、複数隣接ルールは適用されない

（注2）経過措置の比較元は、従前の地域区分設定値（今回の地域手当準拠値ではない）

地域区分の見直し（平成27年4月実施）

点数の新旧

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	70%	11.26円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	55%	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	45%	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円



		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

各サービスの人件費割合

人件費割合70%のサービス	訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
人件費割合55%のサービス	訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
人件費割合45%のサービス	通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（人件費割合の見直し） 短期入所生活介護（45%） → 短期入所生活介護（55%）

(別紙)平成27年度から平成29年度までの間の地域区分の適用地域

上乗せ割合	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%					
地域	東京都 特別区	東京都 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市 千葉県 船橋市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東村山市 小平市 国立市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 龍ヶ崎市 取手市 奥多摩町 水戸市 日上市 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 稲沢市 知立市 蕨市 戸田市 入間市 福川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 福岡県 福岡市	茨城県 龍ヶ崎市 取手市 奥多摩町 水戸市 日上市 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 稲沢市 知立市 蕨市 戸田市 入間市 福川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 市川市 松戸市 柏市 八千代市 袖ヶ浦市 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市	宮城県 仙台市 茨城県 水戸市 日上市 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 稲沢市 知立市 蕨市 戸田市 入間市 福川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 市川市 松戸市 柏市 八千代市 袖ヶ浦市 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市	東京都 羽村市 奥多摩町 神奈川県 三浦市 秦野市 海老名市 綾瀬市 葉山町 大磯町 二宮町 愛川町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 岡崎市 春日井市 津島市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 愛西市 北名古屋 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 石川県 金沢市 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 静岡県 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 一宮市 瀬戸市 半田市 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 印西市 大府市 知多市 尾張旭市	千葉県 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川 箱根町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 静岡県 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 一宮市 瀬戸市 半田市 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 印西市 大府市 知多市 尾張旭市	愛知県 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 清須市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 飛島村 阿久比町 東浦町 幸田町 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 朝日町 川越町 長浜市 野洲市 湖西市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 大阪府 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 川根本町 稲美町 播磨町 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町	奈良県 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎市	その他の地域
地域数	23	5	21	18	47	135	174	1318					

※ この表に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。

地域区分の見直し（平成27年度介護報酬改定（審議報告【抜粋】））

(3) 地域区分

（基本的な考え方）

地域区分については、民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員（国家公務員又は地方公務員（以下同じ。））の地域手当の設定に準拠する。また、公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他（0%）」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他（0%）」までの範囲内の区分を選択できるようにする。

また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定する。

これらの見直しに当たっては、自治体の意見を聴取した上で必要な経過措置を講じる。

また、各サービスの人件費割合については、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上で、必要に応じて見直しを行う。

なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであることから、財政的な増減が生じないよう財政中立で行うことが原則である。

一方、地域区分の設定方法として、介護人材確保での近隣自治体との均衡を考慮し、地域の実情を踏まえ市町村域を超えた、より広域的な範囲において設定が可能となるようにすべきとの意見があった。

各制度における地域区分の比較 (平成28年8月現在)

○ 医療、介護、障害、保育の各制度における地域区分(人件費の地域差の調整)の取扱いは以下のとおり。

	介護	保育	医療	障害		公務員(国家公務員又は地方公務員)給与(地域手当)
				障害者	障害児	
基本的考え方	公務員(国家公務員又は地方公務員)の地域手当に準拠(地域手当の設定がない地域については、別途ルールを設定)		国家公務員の地域手当に準拠(地域手当の設定がない地域について別途ルールを設定)			
区分の数	8区分	8区分	8区分	7区分	8区分	8区分 ※ 本施行は平成30年4月
上乗せの考え方 (割合又は点数) ※平成27年度～の算定例	介護報酬に含まれる人件費相当分に右記割合を乗じて地域ごとの単価を設定 (単価の算定例) 介護報酬×単価の単価 (東京都特別区) 1,000単位×11.40円 (その他)1,000単位×10.00円	公定価格に含まれる人件費相当分に右記割合を乗じて地域ごとの単価を設定 (単価の算定例) 級地区分ごとの単価を設定 (東京都特別区) (乳児)177,760円 (その他)(乳児)153,010円 *90人定員規模	診療報酬に含まれる人件費相当分を考慮し、入院基本料等に加えて地域ごとの報酬を設定 (単価の算定例) (東京都特別区) 入院基本料等+(18点×10円) (その他) 入院基本料等+0円 * 一般病棟7:1 入院基本料 → 例 1,591点(1日につき)	障害福祉サービス等報酬(障害者)に含まれる人件費相当分に地域ごとの報酬単価を設定 (単価の算定例) 障害福祉サービス等報酬(障害者)×単価の単価 ※居宅介護の場合 (東京都特別区) 1,000単位×11.08円 (その他)1,000単位×10.00	障害福祉サービス等報酬(障害児)に含まれる人件費相当分に地域ごとの報酬単価を設定 (単価の算定例) 障害福祉サービス等報酬(障害児)×単価の単価 ※児童発達支援の場合 (東京都特別区) 1,000単位×11.12円 (その他)1,000単位×10.00	20%、16%、15%、12%、10%、6%、3%、0%
地域手当の設定がない地域にかかる取扱い	※ 人口5万人未満の市・町村・通勤者率の設定なしの地域について 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域に複数隣接する地域区分のうち、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域の低い区分から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分を選択できる。		以下の要件のいずれかに該当する場合は上乗せ対象とする。 ・地域手当の支給対象地域(以下「対象地域」という。)に 周囲を囲まれている地域 ・複数の対象地域に隣接している地域 ※上乗せ点数(または割合)は、周辺の対象地域の上乗せ点数(または割合)の区分のうち、低い区分により設定。		以下の要件のいずれかに該当する場合は上乗せ対象とする。 ・国家公務員の地域手当支給地域に三方以上囲まれている地域(首都圏、近畿圏内、市に限る) ※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考にして設定 ・以前官署が所在した地域 ※上乗せ割合は、従前の区分と同様	
直近の見直し時期	平成27年4月1日 (注2)	平成27年4月1日 (注2)	平成28年4月1日 (注6)	平成24年4月1日 (注2)	平成27年4月1日 (注5)	平成27年4月1日 (注3)
経過措置	各自治体の意見を踏まえた設定。(注4)	現行の地域区分から割合が引き下がる市町村等については、現行と同じ割合とする経過措置を設定。	平成28年3月31日においてA218地域加算の対象地域であったが、同年4月1日以降対象から外れた地域については平成30年3月31日までの間に限り、7級地とみなす。	無し	平成27年度～29年度にかけて段階的に引上げ、平成30年度から完全施行	○ 俸給表は平成27年4月1日に切替え ○ 地域手当の支給割合は段階的に引上げ

(注1) 医療保険制度は、報酬単価を割増しするのではなく、加算する仕組み。

(注2) 報酬改定にあわせて見直しを実施。(医療は平成28年度診療報酬改定にあわせて見直しを実施。保育は平成27年4月1日施行予定の子ども・子育て支援新制度にあわせて見直しを実施。障害(障害者)は平成24年度改定の見直し内容が平成27年度に完全施行のため、平成27年度改定では見直しせず)

(注3) 人事院規則の規定により10年を基本に見直すこととされている。(次回見直しは平成37年4月1日予定)

(注4) 介護: 自治体からの意見を踏まえ設定。

(注5) 社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の考え方に準拠。(注6) 平成28年6月7日及び7月27日、通知の一部訂正及び変更に関する事務連絡を发出。

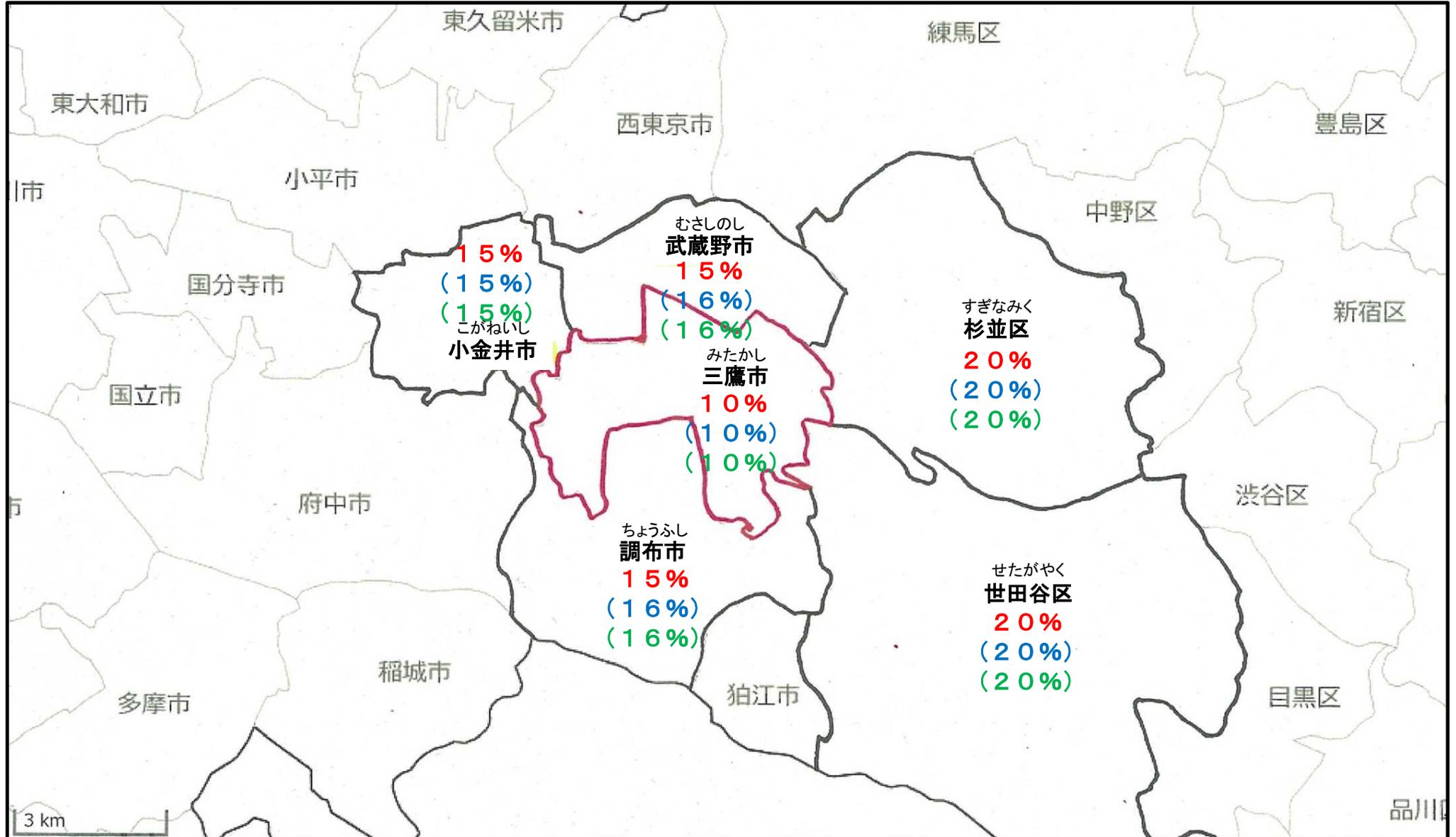
関連地図

赤：27～29年度の割合（経過措置）

青：見直し後の本来の割合

緑：公務員の地域手当

〈東京都三鷹市〉

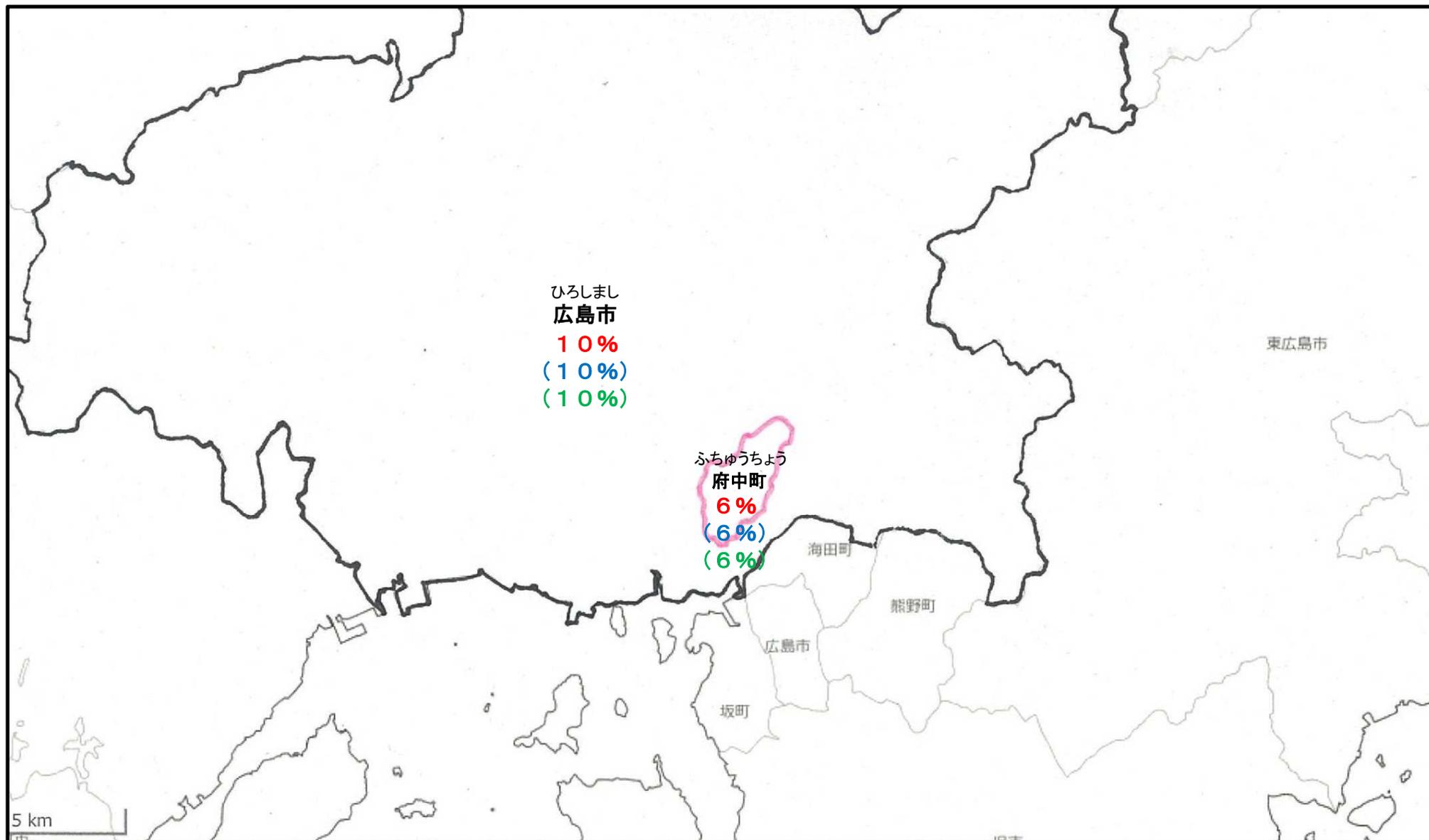


赤：27～29年度の割合（経過措置）

青：見直し後の本来の割合

緑：公務員の地域手当

〈広島県府中町〉

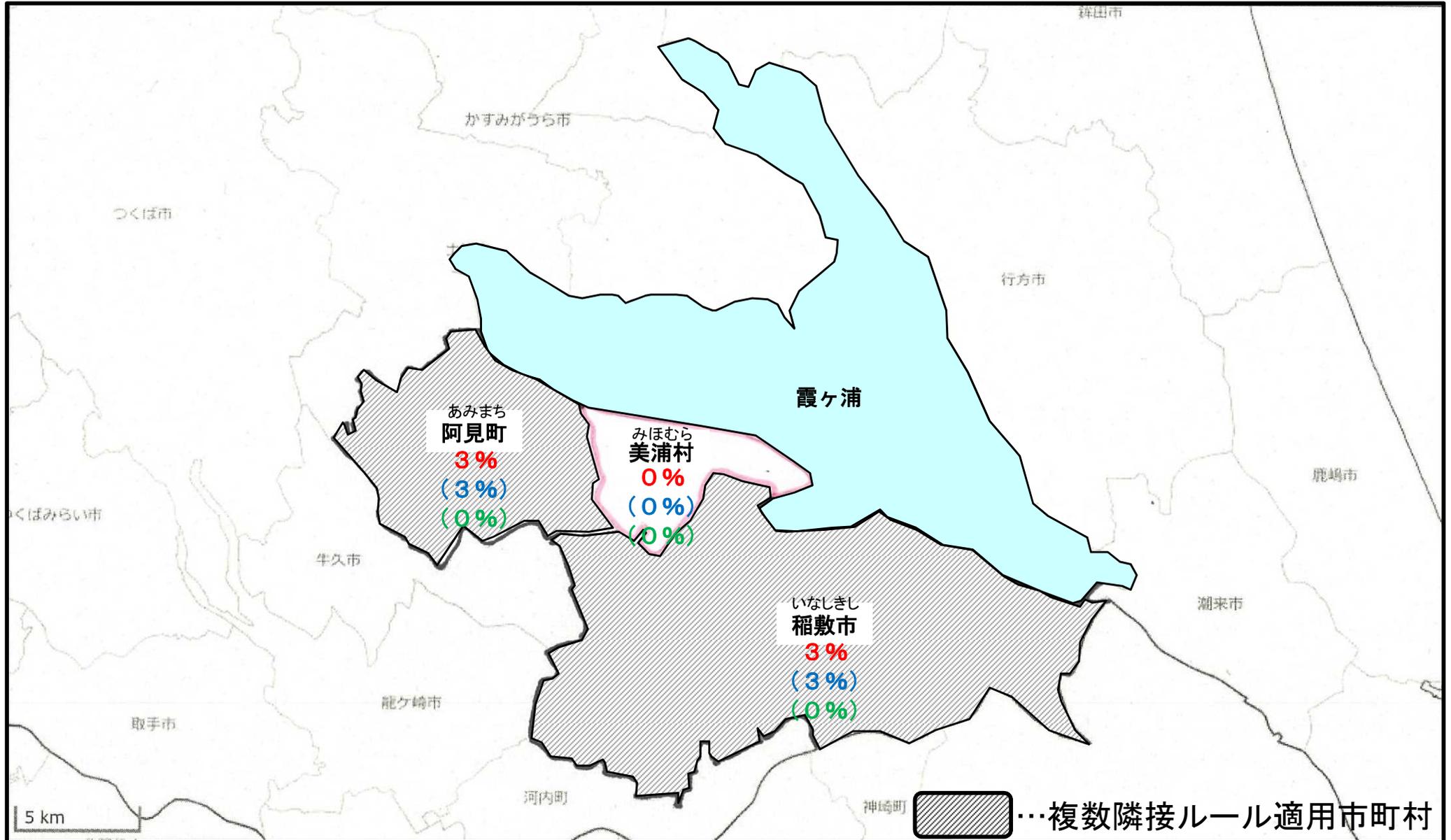


赤：27～29年度の割合（経過措置）

青：見直し後の本来の割合

緑：公務員の地域手当

〈茨城県美浦村〉



赤：27～29年度の割合（経過措置）

青：見直し後の本来の割合

緑：公務員の地域手当

〈茨城県日立市〉

